令和4年度 生徒心得

茨城県立古河第二高等学校

1. 学校生活について

- (1) 出欠について
 - ① 欠席、遅刻、早退、忌引等は、保護者が必ず電話等で事前に学校に届け出る。やむを得ない場合は、当日電話で8時~8時25分の間に連絡する。遅刻した場合は、職員室にある自分の「遅刻カード」に必要事項を記入し、学年の先生に印を押してもらう。その後、授業担当の先生に手渡す。授業に遅れた場合は、職員室にある「入室カード」に必要事項を記入し、学年の先生に押印してもらう。その後、授業担当の先生に手渡す。早退する者は、担任から「早退許可証」の交付を受け、早退後に学校に必ず連絡する。
 - ② 忌引の日数は次の通りとする。
 - 一親等 7日(父・母)
 - 二親等 3日(祖父母・兄弟姉妹)
 - 三親等 1日(伯叔父母・曾祖父母)
 - ※ 葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。
 - ③ 長期欠席届け書類は所定の形式によること。
 - ④ 友人などの事故の場合は、敏速に正しく連絡する。
 - ⑤ 病気欠席が1週間以上にわたるときは診断書を添える。
 - ⑥ 長期欠席者は、その期間中欠席中の状況を担任に報告する。

(2) 学級週番について

- ① 各学級2名ずつ輪番で当たる。
- ② 先生との連絡、学級の整理、黒板の美化、整頓戸締まり等に当たる。
- ③ 学級日誌に記入する。

(3) 清掃について

- (1) 不潔な簡所を見出した場合は誰でも直ちに清掃または整頓するように心がける。
- ② 掃除用具は配当されたものを使用し、使用後は所定の場所に整頓しておく。
- ③ 他の分担区域の掃除用具を無断で使用しないようにする。
- ④ 掃除用具が消耗した場合は、係の先生に申し出て補給を受ける。

(4) 生徒所持品について

- ① 所持品には記名する。
- ② 必要以上の金銭を持参しない。
- ③ 必要があって貴重品を所持する場合は、担任や担当の先生に預けることができる。
- ④ 学習上、不必要なものは持参しない。
- ⑤ 金銭物品はつとめて貸し借りしない。
- ⑥ 所持品を紛失した場合は、直ちに担任に連絡する。

(5) 携帯電話について

- ① 携帯電話は電源を切り、「朝の時間」の最初に「ケータイボックス」に保管する。 ※定期考査時も同様とする。
- ② 授業時間や緊急時等必要に応じて使用を認める。

(6) 学校用具の取扱について

- ① 公共物であることを忘れず、常に大切に使用する。
- ② 学校用具は無断で持ち出さず、使用する際は責任者に届け、許可を得てから使用する。
- ③ 休日に使用する際は、担当の先生の許可を得てから使用する。
- ④ 破損した場合は速やかに届け出る。
- ⑤ 使用後は必ず所定の場所に戻しておく。

(7) 校内生活一般

- ① 登校後は許可なくして外出してはならない。
- ② 職員、及び来賓にあった際は挨拶をする。
- ③ 廊下の歩行は静粛にする。
- ④ 言葉遣いは正しくするように心がける。
- ⑤ ポスター等掲示の際は必ず係の検印を受け、掲示者は責任を持つ。
- ⑥ 職員からの指導には素直に従い、反抗的な態度をとったり、逃げたり、指導を拒否したり、暴言を吐い たりしないこと。

(8) 自転車通学

- ① 自転車通学を希望する者は「自転車通学届」に必要事項を記入し、担任に提出する。
- ② 自転車通学を許可された者は、指示された箇所にナンバーステッカーを必ず貼付する。ステッカーをつけていない者は無許可通学と見なす。
- ③ 自転車は学年指定の駐輪場に入れる。
- ④ 雨天の際の自転車通学生は必ずレインコートを着用する。 (傘さし運転は禁止)
- ⑤ 常に交通道徳を重んじ、特に自転車通学は左側1列を守り、二人乗りなどしてはならない。
- ⑥ スマホを操作もしくは音楽を聴きながら運転をしない。 (イヤホンが耳に入っている状態)

(9) その他

- ① 原付自転車・自動二輪車・自動車による通学は禁止する。
- ② 休・祝日及び下校時間以後の学校の施設・設備を使用する際は担当の先生の指導のもとに使用する。

2. 校外生活

- (1) 高校生として好ましくない飲食店等への出入りを禁止する。
- (2) 単独の夜間外出は慎み、その他校外生活は、生徒として恥ずかしくない行動をする。
- (3) 自動二輪車の免許取得は原則として禁止する。ただし、原付自転車・自動車(自動車教習所入校)の取得は許可する。その場合は、必ず「免許取得願」を担任に提出する。
- (4) 保護者以外の人のバイク、自動車運転による送迎・ドライブは禁止する。
- (5) 外出の際は、生徒の品位を損なうような服装はしない。

3. 服装規定

《Ⅰ型標準制服》

- (1) 上着 ・濃紺色イートン (衿なし) 型比翼仕立てジャケット 丈はヒップラインの長さとする。
 - ・変形セーラー型ブラウス(半袖、長袖)
- (2) スカート ・紺、グレー系タータンチェック20本車ひだプリーツスカート
- (3) スラックス・グレー系タータンチェックのストライプ
- (4) リボン・えんじ色にブルーグレーのストライプ
- (5) 靴下(スカート着用時) ・紺色のハイソックス(指定・イニシャル入り)
 - ・紺色のショートソックス(指定・イニシャル入り)

(スラックス着用時) ・白色、紺色、黒色、グレーの単色のソックス (指定なし、ワンポイント可、くるぶしが隠れるもの)

(6) ベルト・黒又は茶色。飾り、模様のない無地でバックルも華美でない もの。穴は1列。素材は革、人工(合成)皮革。

《Ⅱ型標準制服》

- (1) 上着・濃紺色シングルジャケット(2つボタン)
 - ・台衿付きシャツ(半袖、長袖)
- (2) スラックス・グレー系タータンチェックのストライプ
- (3) ネクタイ・えんじ色にブルーグレーのストライプ
- (4) 靴下 ・白色、紺色、黒色、グレーの単色のソックス (指定なし、ワンポイント可、くるぶしが隠れるもの)
- (5) ベルト ・黒又は茶色。飾り、模様のない無地でバックルも華美でないもの。穴は1列。 素材は革、人工(合成)皮革。

《共通》

- (1) 紺色セーター(指定・イニシャル入り)
- (2) 白色ニットベスト(指定・イニシャル入り)

《その他》

- (1) 靴:皮革、合成皮革製黒色又は茶色の短靴(運動靴でもよい)
- (2) 防寒着:黒、濃紺、茶、ベージュ、又はグレーの無地。

4. 服装容儀

- (1) 本校規定の服装に従う。
- (2) 服装は次のように着用する。
 - ① 校内においては、特に指定されたとき以外は制服を着用する。登下校においても、運動部で許可された者や、特に指定されたとき以外は制服を着用する。
 - ② 指定のセーター・ニットベストはジャケットの下に着用する。
 - ③ I型のブラウスはセーラーをジャケット、セーター、ニットベストの上に出して着用する。

- ④ 夏期(6月1日~9月30日)
 - ・ジャケットを着用しなくてもよい。
 - ・Ⅰ型はブラウスを着用し、リボンは使用しなくてよいが、式や特に指定されたときは着用する。
 - ・Ⅱ型はシャツを着用し、ネクタイは使用しなくてよいが、式や特に指定されたときは着用する。
 - ・指定のセーター・ニットベストを着用してもよい。
- ⑤ 防寒着やマフラーは室内では着用しない。
- ⑥ ひざ掛けは教室内でのみ使用を認める。移動教室の途中で足に巻いたりしないこと。
- (7) タイツは無地で黒色あるいはベージュのものを着用する。
- ⑧ 履物は規定のものを用い、下履き・上履き・体育館シューズの区別をはっきりする。
- ⑨ 自転車通学している者で、冬期(11月から3月)の寒いときは、上下のウインドブレーカーを着用してもよい。
- (3) 頭髪は清潔で自然な髪型に整髪し、パーマ、カール、エクステ、脱色、染色等をしない。違反した場合は 速やかに直すこと。
- (4) 化粧・マニキュアはしない。ピアス、ネックレス、指輪等のアクセサリー・装飾品は着用しない。
- (5) カラーコンタクトの着用は禁止する。

5. 昼食及び昼食場所について

- (1) 昼食は、教室、またはイスの設置している場所で食べること。廊下、昇降口、階段等で昼食を食べることは禁止する。また食べながら歩くことも禁止とする。
- (2) 昼食時に出たゴミは指定されたゴミ箱に捨てること。

6. アルバイト

- (1) アルバイトをする場合は「アルバイト許可願」を担任に提出する。(毎年度提出)
- (2) 許可条件
 - ア 危険を伴う業種でないこと。高校生としてふさわしい業種であること。
 - イ 学業成績で成績不振(評定1)の科目がないこと。
 - ウ 欠課時数が1/7に達した科目がないこと。
 - エ 特別指導を受けていないこと。(1ヶ月以内)
 - オ 遅刻が1ヶ月7回に達していないこと。(翌1ヶ月に適用)
 - カ 就業時間が授業日は放課後から21時、休日は21時までの8時間以内。
 - キ 定期考査1週間前及び考査期間中は停止すること。
- (3) 1年生については、原則として第1学期中は許可しない。
- (4) アルバイトを辞めた場合は、速やかに許可証を担任に返却する。
 - ※ 許可後に許可条件に抵触した場合や、その他学校生活に支障が生じたと判断した場合には、許可の取り 消しや一定期間停止の指導を行う。